

令和 2 年 6 月 10 日
厚生労働省職業安定局雇用開発企画課
農山村雇用対策室

民間競争入札実施事業
「農林業職場定着支援事業（林業就業支援事業）」の実施状況報告について（案）

基本方針に基づく標記事業の実施状況は以下のとおり。

1. 事業の概要

農林業職場定着支援事業（林業就業支援事業）については、公共サービス改革基本方針（平成30年7月10日閣議決定）において民間競争入札の対象の事業として選定され、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「公共サービス改革法」という。）の規定に基づき、平成31年4月から令和2年3月までの1年間の契約期間による民間競争入札（市場化テスト）を実施している。

（1）業務内容

本事業は、林業求職者に対して、①事前に林業に関する十分な情報と知識を付与する講習等の事業（林業就業支援講習）を実施するとともに、就職相談等の支援を行い、併せて②就職先となる林業事業体の雇用管理の改善を支援する事業を一体的に行うことにより、林業の新規就業の促進と職場定着を図り、林業労働力の確保に資することを目的とし実施するものである。

（2）契約期間

平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

（3）受託事業者

全国森林組合連合会

（4）実施状況の評価期間

平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

（5）受託事業者決定の経緯

平成31年度農林業職場定着支援事業（林業就業支援事業）に関する民間競争入札実施要項（以下「実施要項」という。）に基づき、一般競争入札（最低価格落札方式）を実施した。平成31年3月4日に開札した結果、1者（全国森林組合連合会）の応札があり、予定価格の範囲内であったことから、当該者を落札者として決定した。

2. 確保すべき質の達成状況及び評価

（1）業務履行の遵守

- 1) 水準：本事業の実施に当たっては、実施要項のほか厚生労働省が示す定めに沿った対応をし、業務の履行を遵守すること。
- 2) 結果：適切に実施された。

本業務の実施に当たり、民間事業者は、業務の実施要領のほか、実施計画に沿った業務の実施を行った。

(2) 事業スケジュールの遵守

- 1) 水準：受託者は、本事業の実施に当たり、委託事業年間スケジュールに沿って確実に業務を遂行すること。
- 2) 結果：適切に実施された。
本事業の実施に当たり、民間事業者は詳細な工程や進捗状況等について厚労省と定期的に打合せを実施し業務を進めた。また、日常的に電話及びメールによる連絡を行い、厚労省は、民間事業者が予め定めたスケジュールに沿って確実に業務を実施していることの確認ができた。

(3) 事業の目標及び評価

- 1) 水準：本事業の実施に関して確保されるべき質を確保するため、以下の事項に応じて、それぞれに示す数値のとおり要求水準を設定する。
- 2) 結果：平成31年度の結果は以下のとおり。

	事項	要求水準	実績（結果）
支援講習に係る要求水準	支援講習の対象者数	1,000人	955人（未達成）
	支援講習の修了者の全産業への就職率	67%以上	71.4%（達成）
雇用管理改善に係る要求水準	雇用管理研修会の開催数	各地域ブロックで2回以上かつ全国で45回以上	各地域ブロックで2回以上、全国で55回開催（達成）
	雇用管理改善に係る相談、指導及び援助等を行った後に、雇用管理改善に取り組んだ事業主等の割合	80%以上	97.9%（達成）

(4) 評価

支援講習の対象者数（要求水準1,000人）については未達成となった。これは、2月から3月にかけて3回実施予定であった支援講習が、新型コロナウイルス感染防止対策のため、開催を自粛したことが影響をしており、本来実施予定であった3回が開催されていれば要求水準を達成していたと想定される。それを踏まえると、(1)から(3)までの事項について、実施要項に定めた事業の実施により確保されるべき質を満たしていると評価できる。

3. 実施経費の状況及び評価

従前経費（平成30年度）	351,117,700円
実施経費（平成31年度）	351,258,000円
増減額	140,300円増額
増減率	0.04%増

市場化テスト導入前（平成30年度）と導入後（平成31年度）の契約額を比較した結

果、140,300円、0.04%の増額となった。

4. 外部有識者からの評価

本事業の調達に当たっては、外部有識者等により構成される「労働保険特別会計公共調達委員会」において、契約方法の妥当性等の審査を行っている。

また、厚生労働省内で開催された雇用保険二事業懇談会（※）において、経営者団体、民間企業等の代表者により、厳格な目標管理及び評価が行われている。

※雇用保険二事業の財源を拠出する使用者の代表により構成され、本事業を含む雇用保険二事業の各事業について、毎年度、目標の妥当性、実績等を厳格に審査し、目標を達成していない事業については、「廃止又は抜本的見直し」などの評価を行うもの。

5. 全体的な評価

本事業の実施状況を「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」に照らし合わせると以下のとおりとなる。

- ① 事業実施期間中に受託事業者が業務改善を受けたり、業務に係る法令違反行為等は無かった。
- ② 厚生労働省職業安定局において、実施状況についての外部の有識者等によるチェックを受ける仕組み（公共調達審査会、雇用保険二事業懇談会）を備えている。
- ③ 入札にあたり、競争入札の実施を行ったが一者応札であった。
- ④ 対象公共サービスの確保されるべき質に係る目標は、支援講習の対象者について未達成となったが、新型コロナウイルス感染防止の観点から開催を自粛したことに起因している。そのような事情の中、その他の目標については達成しており評価できる。
- ⑤ 市場化テスト導入前と導入後の契約額を比較した結果、140,300円の増額となった。

6. 今後の事業

本事業は、市場化テストの対象となり、経費及び実施体制に係る情報開示の充実や、達成すべき質の定量的・客観的な明示、業務内容の明確化を行ったが、一者応札となっている。

入札説明書の取得者等にヒアリングを実施したところ、支援講習ならびに雇用管理改善ともに全国規模での実施となっており、事業の規模、範囲に対応する体制が組めないとの回答があった。

このため、契約の複数年度化や入札公告の工夫などにより、複数者応札の実現に向けて努める等、次期事業においても引き続き市場化テストによる民間競争入札を継続して実施することとしたい。